

栃木県LPガス料金激変緩和対策事業

Q & A (R5. 1. 11)

目次

事業の基本事項について.....	- 1 -
期間中の値上げについて.....	- 1 -
申請手続について.....	- 2 -
値引きの方法及びその表示方法について.....	- 2 -
間接補助事業の対象者について.....	- 3 -
対象の消費者について.....	- 4 -
実績報告について.....	- 5 -
補助金の支払いについて.....	- 5 -
周知について.....	- 6 -

事業の基本事項について

○ 本事業の目的や趣旨は。

- ・ 電気・都市ガス料金の負担軽減策を国が実施している中、栃木県内の約6割、約51万世帯等が使用しているLPガスについても、その料金が高騰していることを受け、家庭・企業等の負担軽減を目的に実施するものです。

○ 値引き単価 32 円/m³はどのように設定したのか。1世帯当たりの支援額はどの程度か。

- ・ 値引き単価については、栃木県の令和4年8月の前年同月からのLPガス料金の増額分と、県で行う原油・物価高騰対策事業の補助率（50%）を踏まえて、LPガス料金の増額分のうち、約50%の支援を受けられるように、1立方メートルあたり32円（消費税込）と県が算出しました。
- ・ 本県の年度の下期における、標準的な世帯の家庭用LPガスの平均使用量である11.5m³の場合、月あたり368円、3ヶ月分で1,104円の負担軽減となります。

○ 事務局窓口の連絡先は。

- ・ 「栃木県LPガス料金激変緩和対策事業 補助金センター」となります。
専用電話：028-689-9912
専用FAX：028-689-9913
平日9：00～16：30（土日・祝日、年末年始を除く）
※事務局は一般社団法人栃木県LPガス協会が行っています。

○ 本事業には必ず参加しなければならないのか。

- ・ 県内の家庭・企業等の負担軽減を図るため、多くの販売事業者の御参加をお願いします。

期間中の値上げについて

○ 公募要領I（2）では、支援対象期間に合わせた恣意的な値上げは認めないとあるが、支援対象期間は一切のLPガス料金の値上げをしてはいけないのか。

- ・ 調達価格の上昇などを理由とする値上げは行っていただいても差し支えありません。ただし、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行った場合には、恣意的な値上げと捉えられる場合もあります。

申請手続について

○ 補助金交付申請をしたが、交付決定までにどのくらいの期間を要するのか。また、交付申請をしても、交付決定がなされない場合はあるのか。

- ・ 申請書到達から、交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日としていますが、迅速に処理するよう努めます。また、補助対象者の要件を満たしていれば、交付決定されます。

値引きの方法及びその表示方法について

○ 家庭・企業等への値引きの明示方法はどのように行うべきか。

- ・ 検針票や別紙などにより、少なくとも次のことを明示してください。また、複数月をまとめて値引きした場合には、月ごとの値引き額、LPガス使用量を明示してください。

①「栃木県LPガス料金激変緩和対策事業」による値引きであること

【記載例】料金の内訳欄等に「とちLP割による値引き」「とちLP割」と明示するなど

②値引き額

【基本料金、従量料金等の合計額から値引き額を差し引いて値引きを行う場合】

料金の内訳欄等に値引き額として「384円」と明示するなど

【従量料金単価から値引き単価を差し引いて値引きを行う場合】

備考欄等に次のように明示するなど（使用した値引き単価を記載してください。）

「1m³当たり32円（税込）値引き」「1m³当たり29円（税抜）値引き」

③値引き対象となるLPガス使用量

○ 自社独自の値引きを既に実施しており、それに県事業分の値引きを追加することになるが、システムの都合上値引きの内訳を表示できない。対応はどのようにしたら良いか。

- ・ 県事業による値引きであることを明示いただく必要があります。検針票にスペースの都合上その旨表示ができない場合は、別紙を用意するなどの対応をお願いします。

○ 従量に応じた値引きをするのは困難であるため、全ての契約者に対して12m³分を値引きすることはできないか。

- ・ 全ての契約者に対して12m³分を値引いた場合であっても、値引き原資として補助の対象になるのは、実際の使用量に応じた金額となります。

○ システムの都合上、上限を 12 m³として値引きすることが難しい。当店では、一人当たりの値引き上限を 10 m³としたいが、いかがか。

- ・ 制度上は可能ではありますが、県の制度として値引き上限を 12 m³までと設定しているため、家庭・企業等の負担軽減のため、できる限り、12 m³まで値引きの対象としていただくようお願いいたします。

○ 引っ越しの場合、例えば、3月5日（通常の検針日）に加え、3月20日（引っ越し日の検針）も検針することがある。3月20日の検針以前に既に3回の値引きを実施した場合は、3月20日検針分は本事業の対象になるのか。

- ・ 本事業の対象は、1月1日～3月31日の間に行われる検針に基づいた値引き額が対象となり、1世帯あたりの値引き回数は3回までとなります。

そのため、この質問の場合は、3月5日検針分で3回の値引きを実施しているため、3月20日検針分は対象外になります。これは、4回目の検針を対象とした場合、3回の家庭・企業等に比べ、値引き対象となるLPガスの使用期間が長くなってしまふことを防ぐためのものであります。

なお、引っ越しが2月以前であり、3回の値引きを実施していない場合などは、引っ越し日の検針も対象になります。

間接補助事業の対象者について

○ 事業所が栃木県外にある販売事業者であるが、栃木県内の家庭・企業等の値引きをした場合は本事業の対象になるのか。

- ・ 栃木県内の家庭・企業等の値引きを行っていただいた販売事業者が対象となりますので、事業所が他県にある場合や、販売登録が国や他県の場合でも対象になります。

○ 経営努力により前年からLPガス料金の値上げを行っていない場合、本事業の対象にならないのか。

- ・ 前年と比較してLPガス料金が上昇していることを補助事業の対象者の要件としているため、会社の経営努力などにより、一切の値上げを行っていない場合は、対象外になります。

○ 登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続きは何か必要か。

- ・ 今回の値引きについて、ガス事業法第14条及び第15条に基づく、供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生します。

また、経過措置団地をお持ちの事業者におかれては、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となります。

詳細については、関東経済産業局ガス事業課（048-600-0414）までお問い合わせください。

対象の消費者について

○ 値引きの対象者は。

- ・ 液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等であり、栃木県内でLPガスを消費する者になります。
- ・ 原則として体積販売で供給されている者を対象とします。質量販売については、使用場所を栃木県内に限定すること、補助対象期間における使用量の把握が困難であるため、対象外になります。
- ・ 国又は地方公共団体により管理等が行われている施設（公的機関）は対象外になります。

○ コミュニティーガス（旧簡易ガス）は対象になるのか。

- ・ 対象になります。

○ 公的機関は対象外と記載されているが、役所などが民間委託している所などの整理はどうか。

- ・ 支払原資が税金であれば対象外というのが制度趣旨になります。例えば、公民館などで住民が支払っているのであれば、対象になります。

○ 駐在所の警察官など、建物は公共の建物だが、契約者は私人のような場合は、本補助事業の対象になるのか。

- ・ 対象になります。

○ 事業所などで使用されるLPガスも本事業の対象に含まれるのか。

- ・ 本事業の対象は、液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等であり、事業所が使用する場合であっても、用途が、冷暖房用や飲食物の調理用、風呂等の湯沸かし用など、液化石油ガス法の一般消費者等に該当するものであれば対象になります。

○ 居住棟とビニールハウス等の別棟が存在し、それぞれ別契約し、それぞれのメーターで計測している場合、値引き対象はどうか。

- ・ 契約ごとに、値引きの対象となります。ただし、農作物の栽培のための冷暖房については、液化石油ガス法における一般消費者等に含まれないため、それぞれの契約について、値引き対象となるか御確認ください。

実績報告について

○ 販売業者の事務が複雑な部分がある。実績報告書の添付書類である一覧表等などは省略できないのか。

- ・ 補助金を支払う上で根拠資料の確認が必要となります。最小限のものとしておりますので、御協力のほどお願いします。

○ 実績報告書の添付書類（一覧表等）の記載事項として、「①氏名など個人が識別できるもの」とあるが、同姓同名の場合や同じ会社名なども想定されるが、住所なども記載したほうがよいか。

- ・ 住所は可能であれば記載いただきたいと思います。既存システムなどを活用する場合、住所が入らないものもあるようですので、住所は必須事項としておりません。なお、同姓同名の場合など、個人の識別が困難な場合は、備考欄などに分かるように記載してください。

補助金の支払いについて

○ 月ごとに値引きを行った場合、都度補助金の支給を受けることができるか。

- ・ 最終の値引きを実施後、まとめたの支払いとなるため、都度の支払はできません。
ただし、値引き実施後まとめたの支払いでは値引きの実施が著しく困難である場合は、値引きに要する額の一部を前もって支払う概算払いの制度もありますので、交付申請時に補助金センターへ御確認ください。（公募要領VI（3）参照）

周知について

○ 本事業による値引きについて、一般消費者等への通知はどのように行ったらよいか。

- ・ 一般消費者等への通知は、補助金センターから配布される周知用のリーフレットなどを使用して、値引き実施前に行ってください。また、事業者が独自の通知を行っていただいても差し支えありません。

○ 県としては、県民に対して、事業についてどのように周知は行うのか。

- ・ ホームページをはじめとして、県の活用出来る媒体（とちぎテレビやラジオ等）を通して広く県民に周知する旨を確認しています。

○ 一般社団法人栃木県LPガス協会から交付決定される前に、消費者に対して値引きすることについて周知して良いか。

- ・ 原則としては、交付決定後の周知とすべきものですが、日程等の関係により、決定後に対応する時間がとれない場合は、決定前に周知いただいで差し支えありません。